

基本目標

4

**自然環境と調和し共生する  
安全・安心なまち**

# 1. 潤いのある快適な生活空間づくり

## 1. 親水空間の維持管理と利用促進

### ■ 現状

- やすらぎや潤いをもたらす親水空間<sup>\*</sup>は、市民生活に欠かすことのできないものです。
- かつて本市は、大阪と京都を結ぶ主要な水上交通路であった淀川に面した宿場として、また、淀川から導入した農業用水路が縦横に張り巡らされた近郊農村として、水と共存して栄えてきましたが、鉄道等の発達によって交通路としての淀川の役割が廃れ、都市化の進展に伴って水路はどぶ川と化し、やがて覆蓋され、人の暮らしはいつしか水辺とかけ離れるようになりました。
- 本市では、覆蓋した水路を西三荘ゆとり道<sup>\*</sup>として、淀川と鶴見緑地を結ぶ花と緑につつまれた快適な歩行者空間として整備を進めてきました。

### ■ 課題

- 本市の貴重な自然環境である淀川を活かし、市民生活に潤いを与え、身近に自然を感じられるようにしていく必要があります。
- 「西三荘ゆとり道」の水のゾーン、大宮中央公園、世木公園等の親水空間の機能を持続させるための適切な維持管理、および施設の老朽化に対する再整備が求められます。

### ■ 基本方針

- 適切な維持管理や施設更新を行うとともに計画的な再整備を進めるなど、市民一人ひとりがゆとりや潤いを感じることでできる親水空間を提供し、その利用促進に努めます。

## ■ 主要な施策

### 1. 潤いのある親水空間の継承

- 施設の維持管理や更新をしていくことで設備の延命化を図るとともに、植栽等の周辺の景観を総合的に見直し、市民にとってゆとりと潤いの感じられる親水空間の再整備に努めます。

### 2. 淀川の利用促進

- 淀川は、市民にとって、貴重な自然環境が享受できる数少ない親水空間であり、また、スポーツやレクリエーションの貴重な空間です。これら多様な市民のニーズに配慮した淀川の整備を、国等に要望していきます。



淀川河川公園

#### 親水空間<sup>\*</sup>

河川や公園などで、治水機能だけではなく、水にふれ、接するなど、水と親しむことができる空間のこと。

#### 西三荘ゆとり道<sup>\*</sup>

鶴見緑地で開催された「国際花と緑の博覧会」を契機に、鶴見緑地と淀川河川公園を結ぶ本市の歩行路ネットワークの骨格として整備された歩行路15号線の愛称。鶴見緑地と菊水通1丁目までの総延長約1,850mで、「花のゾーン」、「水のゾーン」、「フィットネスゾーン」、「文化・教養ゾーン」、「緑と空間のゾーン」の5つのゾーンから構成されており、市の花サツキを主体に色々な樹木や花、施設に変化を持たせ、通る人々にゆとりと潤いを感じられる歩行路として整備している。

## 2. 緑と花のあふれるまちづくり

### ■ 現状

- 環境問題との関わりや少子高齢化の進行等の社会情勢を踏まえ、市民が潤いややすらぎを多く感じることのできるように、緑と花にあふれるまちづくりが求められています。
- 本市では、淀川河川敷や農地以外にまとまった緑がないという自然環境のもとで、高度経済成長期以降における急激な都市化の進展の中で、都市公園等の整備に努めてきました。
- 平成13年(2001年)に策定した「守口市花と緑の基本計画」に基づき、公園や道路をはじめ、学校等公共施設の緑と花の保全や創出を積極的に進めています。
- 近年、緑地や公園の緑化空間が持つヒートアイランド現象の緩和効果や防災機能が注目されています。

### ■ 課題

- 公園や道路、学校等公共施設の緑と花の保全・創出を一層進めることが求められます。
- 花と緑と市民のネットワークを形成することで、緑・花の保全・創出を図り、「緑あふれ、花かおる、ゆとりとうるおいのあるまち」をめざしたまちづくりを総合的に推進していく必要があります。
- 開設後20年を超える公園が全体の4分の3を占めており、市民や企業等の参加と協働の仕組みづくりにより、再整備等を進めていく必要があります。

### ■ 基本方針

1. 花と緑と市民のネットワークのもと、花と緑があふれる、ゆとりと潤いのある都市環境の創出に努めます。

2. 公園や緑地等が、災害時に果たす役割などを考慮し、多機能で魅力あるものとなるよう、改修や再整備を進めます。
3. 公園等の整備にあたっては、市民による参加・協働を推進し、地域特性や多様な市民ニーズを反映させ、より一層市民に親しまれる緑・花の環境づくりに努めます。

### ■ 主要な施策

#### 1. 緑と花の保全や創出

- 公有地については、「守口市花と緑の基本計画」に基づき、公園の緑・花のレベルアップをはじめ、道路空間の緑化、学校の生垣化等を進め、緑・花の推進を図ります。
- 民有地については、みどりの環境をつくる条例に基づき、開発行為や市と市民等の協働や企業等の協力により、緑を創出し、良好な都市環境の形成を図ります。

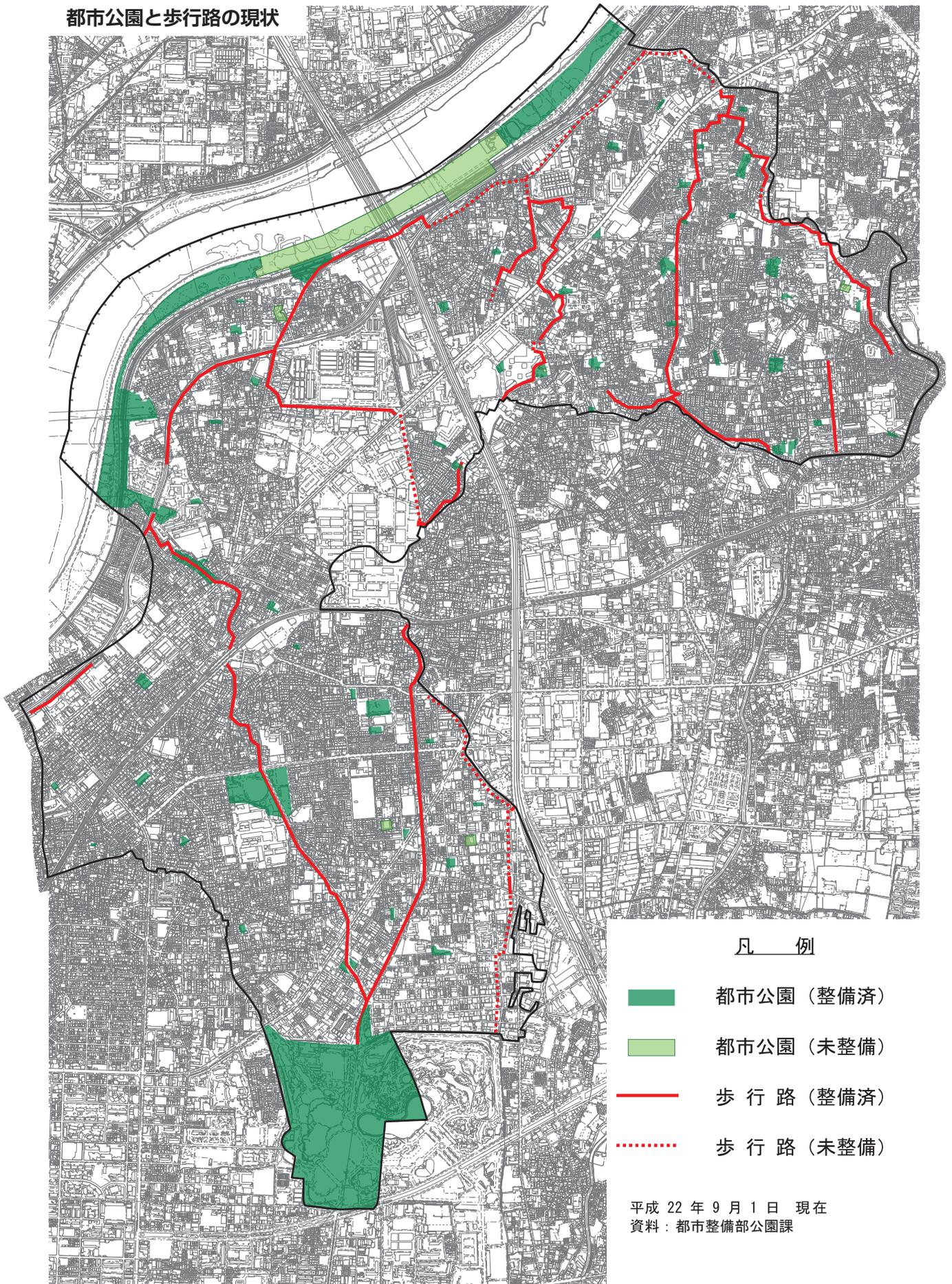
#### 2. 公園等の再整備と市民協働の推進

- 老朽化した公園施設の長寿命化計画を策定し、再整備等を図っていきます。
- 公園等の再整備や清掃等の管理において、市民の参加や協働を進めていきます。



大久保中央公園

### 都市公園と歩行路の現状



## 2. 環境に配慮した市民生活の実現

### 1. 環境に配慮した市民生活の推進

#### ■ 現状

- 今日的环境問題は、地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨等、地球規模での空間的広がりとともに、ヒートアイランド現象のような大都市特有の環境問題も顕在化し、将来の世代にもその影響を及ぼす時間的な広がりを持つ特徴を有しています。
- 市民一人ひとりが、太陽光発電のような新エネルギー<sup>\*</sup>の活用や省エネルギーの推進等、地球市民としての自覚に立って、現在と将来の世代が恵み豊かな環境を享受できるよう、環境にやさしい生活習慣を確立していくことが重要です。
- 本市では、都市環境の保全を目的として、平成13年(2001年)に「守口市まちの美化推進に関する条例」を制定し、美化活動の促進を広く市民に啓発しています。
- 市民の間には、環境問題に関心を持ち、生活習慣を見直し、身近な所から環境の改善をしようとする活動も活発化しています。

#### ■ 課題

- 本市では、省エネルギー行動を促進するため、個人のライフスタイルを環境配慮型に改めていくよう普及・啓発を進める必要があります。
- 幼児期から身近な環境問題や地球環境問題について、日常的に考える習慣を身につけていくことが大切であり、環境教育・環境学習の推進が必要です。

#### ■ 基本方針

1. 市民一人ひとりが意識を変えて環境にやさしい市民生活を実践するため、行政と学校・家庭・

地域が一体となった環境教育・環境学習の一層の充実を図ります。

2. 省エネルギーの推進や新エネルギーの導入等、市民意識の高揚と実践を促進します。

#### ■ 主要な施策

##### 1. 環境に配慮した行動の促進

- すべての市民が環境に配慮した日常生活を送れるように、ごみ問題や省エネルギー・新エネルギーに関する情報提供・啓発活動、幼児期からの環境教育・環境学習の充実に努め、家庭・地域における環境に配慮した実践活動を促進します。

##### 2. 環境美化の推進

- 市民・事業者と一体となってポイ捨て等の防止、屋外広告物の掲出や表示の適正化を図り、都市環境の保全のためのまちの美化推進に努めます。



環境フェア



環境講座

#### 新エネルギー<sup>\*</sup>

バイオマス、太陽熱利用、雪氷熱利用、地熱発電、風力発電、太陽光発電などの再生可能エネルギー。地球温暖化への対策の一環として積極的な利用が進められている。

## 2. 良好な地域環境の形成

### ■ 現状

- 本市は企業城下町として早くから都市化が進み、住宅と工場の混在した市街地が形成され、工場または事業場<sup>\*</sup>による公害が発生していましたが、工場等の発生源への指導強化とともに、企業における公害防止技術の開発と設備投資により公害は減少してきました。
- 大型商業施設の進出、幹線道路網の整備による交通量の増加にともない、自動車排出ガスによる大気汚染や交通公害、近隣騒音や建設作業による騒音・振動問題等、都市・生活型公害が問題となっています。
- 近年では、地球温暖化など地球規模の環境問題が深刻化してきています。

### ■ 課題

- 身近な都市・生活型公害や地球規模の環境問題の解決に向け、市民・事業者・行政等が共通の目的を持ち、連携していくことが重要です。

### ■ 基本方針

1. 事業者の省エネルギーや新エネルギー<sup>\*</sup>の導入に向けた相談や情報提供等の支援を進めます。
2. 固定発生源（工場・事業場）に対する規制・指導を図るとともに、移動発生源（自動車）に関する対策を推進し、公害防止と環境保全に努めます。
3. 環境の状況を的確に把握するため、監視体制の充実に努めます。

### ■ 主要な施策

#### 1. 地球温暖化対策と公害防止対策の充実

- 自動車排出ガスや産業活動に伴う公害等、環境汚染の未然防止のため、関係法令等に基づき指導の徹底を図るとともに、規制の強化を国・府等関係機関に要請します。また、省エネルギー、新エネルギーの導入についての相談や情報提供の支援に努めます。

#### 2. 監視体制の充実

- 公害をはじめとする環境監視システムの高度化・効率化など監視体制の充実を図るとともに、工場・事業場における自主管理体制の充実強化を指導します。また、市民等からの公害苦情等に的確・迅速に対応し問題解決に努めます。

#### 3. 環境の保全・創造

- 市民・事業者と共通の認識のもとに互いに連携し、「守口市民の環境をまもる基本条例」に基づき、良好な地域環境の形成に向けた、総合的なまちづくり施策の推進を図ります。



電気自動車「Meguru」

#### 新エネルギー<sup>\*</sup>

バイオマス、太陽熱利用、雪氷熱利用、地熱発電、風力発電、太陽光発電などの再生可能エネルギー。地球温暖化への対策の一環として積極的な利用が進められている。

#### 事業場<sup>\*</sup>

物の製造や加工以外の事業活動のために使用される事業所。病院、商業施設、廃棄物焼却場などが該当する。

### 3. 廃棄物対策と3Rの推進

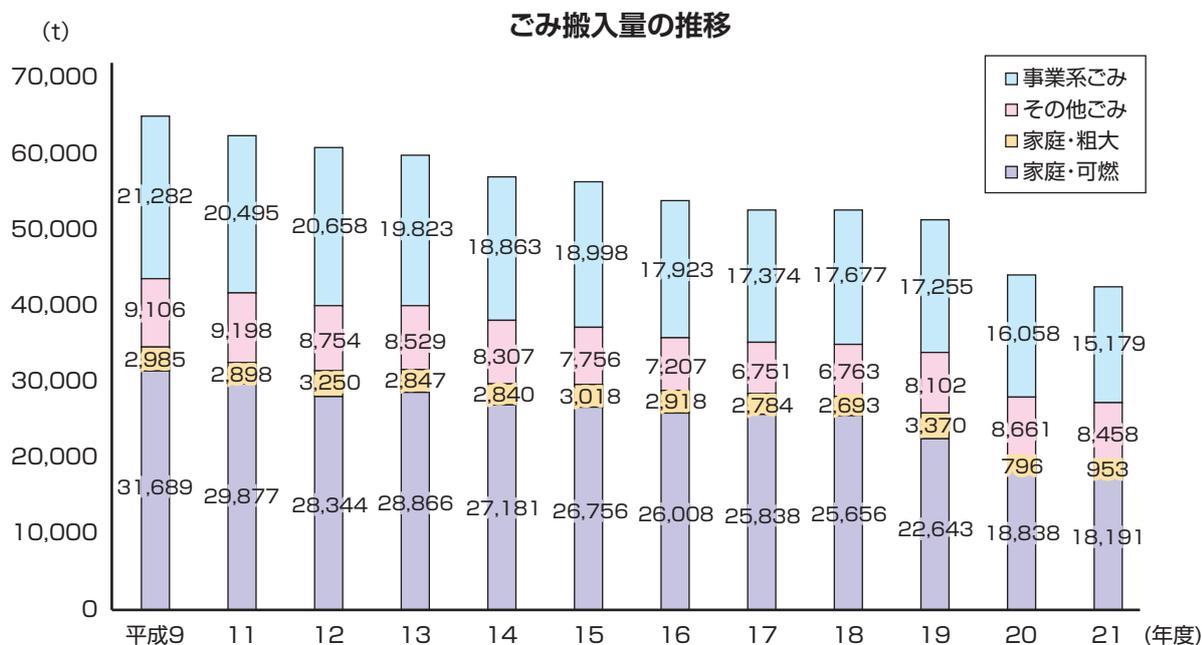
#### ■ 現状

- 家庭等から生じるごみは一般廃棄物として市が処理を行い、事業活動に伴って生じる燃えがら、汚泥等の産業廃棄物は、排出処理責任の下、事業者自らが処理を行っています。
- 本市では、平成9年度(1997年度)に「ごみ処理第2次5カ年計画」を策定し、平成10年度(1998年度)にペットボトルの拠点回収、平成11年度(1999年度)にごみ袋の透明化、生ごみ処理機の購入補助事業等のごみ減量化・資源化施策を次々に実施し、ごみ減量化を達成してきました。
- 平成14年度(2002年度)には、第4号炉での1炉体制となったことを契機に、地球環境に配慮した循環型社会<sup>\*</sup>の実現をめざした「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、平成19年度(2007年度)に粗大ごみの有料化や、プラスチック製容器包装

の分別収集を開始し、家庭ごみにおいて、大きく減量効果が得られました。また、全体量の約4割を占める事業所ごみにおいても、緩やかな漸減傾向が続いています。

#### ■ 課題

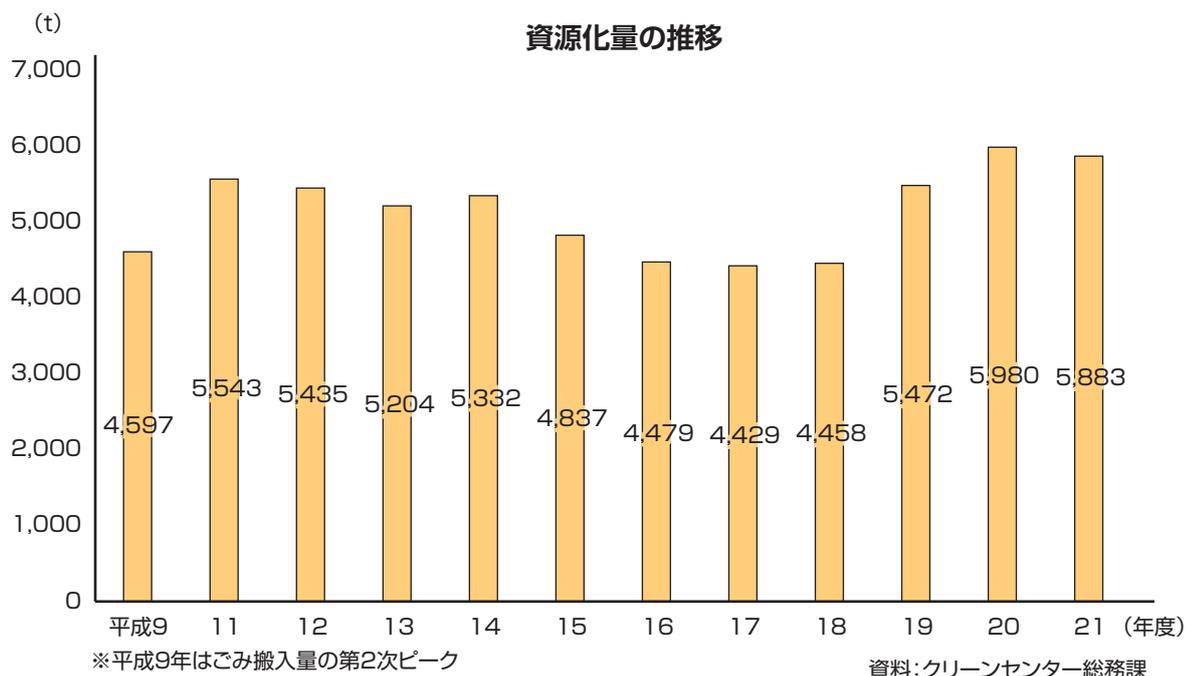
- 市民生活や事業活動において、ごみの排出抑制や資源化を進め、環境にやさしい社会を築き上げていくことが求められています。
- 市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす中で、協働してごみの減量化、資源化に取り組み、循環型社会の形成をめざして3R(ごみの発生抑制・再使用・再生利用)の実践をこれまで以上に推進していくことが必要です。
- 行政は効率的な収集体制の充実と環境にやさしい処理施設の計画的整備に努めるとともに、ごみの更なる資源化を進めることが求められます。



※平成9年はごみ搬入量の第2次ピーク

資料:クリーンセンター総務課

**循環型社会<sup>\*</sup>**  
 廃棄物の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されること  
 によって、環境への負荷ができるかぎり低減される社会。



- 国内リサイクル体制の充実と、企業の拡大生産者責任<sup>\*</sup>の拡充を国・府等に要請するなど、社会経済情勢の変化に対応したごみの適正な処理を推進する必要があります。
- 本市も含め168市町村（平成22年4月現在）が最終処分場として焼却灰等を搬入している大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業<sup>\*</sup>）について、関係自治体と連携して、現在未決定の平成33年度（2021年度）以後の拡張計画を推進する必要があります。

## ■ 基本方針

1. 豊かな環境を次世代に引き継ぐため、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たす中で、協働してごみの減量化・資源化に取り組み、環境負荷の少ない「持続可能な社会＝循環型社会」の実現に努めます。
2. ごみ問題を通して、市民・事業者の環境に対する意識を高めるため、環境教育・環境学習の促進と情報の提供を図ります。
3. 多様化する生活様式・企業活動によるごみ質等の変化に対応するため、収集体制の充実と環境にやさしいごみ処理施設の整備に努めます。

## ■ 主要な施策

### 1. ごみの減量化・再資源化の推進

- 啓発等を通して、市民・事業者のごみの減量化等に関する自主的な活動の支援を継続・拡大するとともに、社会経済情勢の変化に対応した新たな再生資源化、再生利用に努めます。

### 2. 収集・処理体制の充実

- 市域の状況とごみ減量の推進に適した収集体制、環境に配慮した処理施設の計画的な整備等、ごみの収集・処理体制の充実に努めます。
- フェニックス事業について、関係する自治体と連携して拡張計画の推進に努めます。

#### 拡大生産者責任<sup>\*</sup>

製品の製造者が、その製品に対して、性能だけではなく、その製品の廃棄まで含めて、環境に対する影響についての責任を持つということ。

#### フェニックス事業<sup>\*</sup>

大阪湾圏域の広域処理対象区域から発生する廃棄物を適正に処理し、大阪湾圏域の生活環境の保全を図るもの。

## 3. 安全・安心な暮らしを支える生活環境の整備

### 1. 住宅・住環境の整備

#### ■ 現状

- 本市は、大阪市に隣接し早くから住宅建設が進んだ西部地域と、昭和30年代以降の高度成長期に住宅開発が進んだ東部地域に大きく分けられますが、いずれの地域においても、建替え時期を迎えた過密、狭小な木造共同住宅や長屋建て住宅の更新が進みつつあります。
- 地価の高騰を背景としたミニ開発による敷地の細分化・高密度化や住工の混在等により、防災・居住環境上多くの問題を抱えています。
- 本市では、これらの課題を解決するため、既存の建築物の建替えをはじめとする開発行為の適正化を指向する目的から、昭和54年(1979年)に開発行為指導要綱を制定・運用しており、改定をしながら(平成13年最終改定)、定住性と快適な住環境の確保に努めています。
- 「守口市耐震改修促進計画」を、平成20年3月に制定し、既存民間建築物の耐震化に努めています。

#### ■ 課題

- 大規模商業施設の工場跡地への進出や、工場、倉庫跡地への高層マンション等の立地が進み、住商工の混在、交通渋滞の発生等の課題が生じており、開発行為指導要綱に基づく協議等により、周辺地域との調和、良好な住環境の維持・保全を誘導していく必要があります。
- 市営住宅の建替えや大規模な改修に際しては、耐震化と、高齢者や障害のある人等にも配慮した住宅の確保と、社会情勢の変化や市民のニーズに対応した住宅の整備を図る必要があります。

- 住宅の質の向上に向けて、長期優良住宅<sup>※</sup>の促進を図るなどし、定住性、省エネルギー性、バリアフリー性の誘導に取り組む必要があります。
- 既存民間建築物の耐震化については、本市は、「守口市耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断・改修補助を実施していますが、耐震化は進んでいません。

#### ■ 基本方針

1. 安全・安心な居住環境の形成と、多様で質の高い住宅へ誘導します。
2. 市営住宅については、木造住宅は、老朽化が進んでいることから順次廃止していきます。コンクリート住宅は、社会情勢等を勘案し耐震化を含めストックのあり方について検討するとともに、長寿命化計画を策定しその有効活用や延命を図ります。
3. 市民に対し、耐震化の必要性を周知し、住宅等の耐震化を促進することにより、災害に強いまちづくりを進めます。



#### 長期優良住宅<sup>※</sup>

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」により認定される住宅。構造や住宅設備等について、一定の基準が設けられており、長期にわたって使用可能な質の高い住宅のこと。

## ■ 主要な施策

### 1. 安全・安心な居住環境の形成

- 生活環境の変化等を考慮して、現行の「守口市開発行為指導要綱」の改正等を検討しつつ、これに基づき、安全・安心な居住環境を形成していきます。

### 2. 多様で質の高い住宅へ誘導

- 長期優良住宅の促進を図るため、住宅の寿命を延ばす必要性や効果、税の特例が適用されることなど情報の普及啓発を行い、多様で質の高い住宅への誘導に取り組みます。

### 3. 長期に使用可能な市営住宅の供給

- 既存ストックの有効活用により、長期にわたり使用可能な市営住宅の供給を行います。また大規模な改修に際しては、バリアフリーについても、併せて検討し、高齢者や障害のある人等に配慮した整備を行います。

### 4. 既存民間建築物の耐震化

- あらゆる機会を捉えて情報発信を続けるとともに、耐震診断・改修補助の充実を図るなど、耐震化の促進に取り組みます。



## 2. 上水道の安定供給

### ■ 現状

- 水道は市民生活や都市活動を支えるための重要な基幹施設であり、大規模地震等災害の発生時においても一定の機能を確保できる強い水道システムの構築が必要です。
- 利用者の水道水質への関心は高く、より安全で良質な水の供給が望まれています。
- 本市では、現状の水道施設の大半は拡張期となる昭和45年(1970年)から昭和56年(1981年)にかけて整備され、これら施設の大量更新期を迎えます。
- 人口の減少や節水機器の普及等により水道の使用量は減少傾向にあり、経営の根幹をなす水需要は厳しい状況が続くものと予想されます。

### ■ 課題

- 安全で安心できる持続的な水の供給のため、計画的かつ効率的な事業運営が求められています。
- 水道事業は施設の大量更新期を迎えており、耐震性の強化を踏まえた効率的な施設整備の推進と、水道水質の安全性を確保するため、浄水処理のきめ細かな維持管理と精度の高い水質管理の体制強化が必要です。
- 水道水の供給にあたっては、多量のエネルギーや廃棄物の排出など環境負荷を伴うため、省エネルギーや廃棄物の減量化等、環境に配慮した積極的な取り組みが必要です。

### ■ 基本方針

1. 利用者に満足される水道事業をめざした「守口市水道局の長期目標」に基づき、より安全で安定した良質な水の供給と災害に強い水道システムの確立にむけ事業の推進を行います。

2. 環境に配慮した水道施設の構築に努めるとともに、効率的で健全な事業運営を推進し、あわせて水道事業への利用者の理解と協力を得るため積極的な情報提供や利用者ニーズの把握に取り組みます。

### ■ 主要な施策

#### 1. 安定した水の供給

- 老朽化した水道施設の計画的・効率的な施設整備を推進し、災害に強い水道システムを確立するとともに、災害時における応急復旧や応急給水体制など危機管理体制の充実を図ります。加えて、工法、材料、設備機器の選定等を通じて省エネルギー化を図り、さらにはCO<sub>2</sub>排出量の削減や資源の有効活用など、環境に配慮した水道事業の運営に努めます。

#### 2. 安全で良質な水の供給

- 水源水質の保全や水道水質管理の強化に努めるとともに、安全で安心な水道水の供給のため、鉛給水管解消事業を推進します。

#### 3. 利用者ニーズを踏まえた水道づくり

- 水道事業に対する利用者の信頼に応えるために分かりやすい情報提供を行い、また、イベント、モニタリング等を通じ、利用者ニーズの把握に努めます。

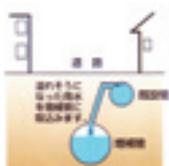
#### 4. 効率的で健全な経営の推進

- 水道事業の健全経営を図るために、中長期目標を設定し計画的な事業運営を推進することにより、経営の効率化に努めます。

### 3. 下水道の維持管理の推進

#### ■ 現状

- 本市では、浸水の防除を第一の目的とし、全国的にも早くから下水道の整備を進め、普及率は実態上100%の水準に達し、基本的な下水道整備は概ね達成しました。
- 依然として浸水被害が発生するため、守口・寺方排水区における雨水レベルアップとして、大枝調整池、増補管の整備や、大阪府による流域調節池の整備等により浸水軽減に努めています。
- 近年、下水道には汚水の衛生処理、浸水防除といった機能にとどまらず、公共用水域の汚濁負荷軽減や、災害時のインフラ機能の確保といったより高度かつ多面的な機能が求められています。



増補管

公共施設等の地下に雨水を一時的に貯留します。  
調節池・調整池

管渠の維持管理

#### ■ 課題

- 水質保全に向けて、合流式下水道の雨天時における放流水質の基準の達成に向けた事業推進と、大阪府の大阪湾流域別下水道整備総合計画への適合を図るために、下水処理場の高度処理化<sup>\*</sup>に取り組む必要があります。
- 災害への対応強化に向けて、重要な下水道施設および管渠<sup>\*</sup>の耐震力を向上させることにより、被災時における最低限の下水道機能の確保を図ることが求められています。
- 浸水対策については、今後も寝屋川流域総合治水対策<sup>\*</sup>と整合を図りながら雨水対策を進めていく必要があります。
- 早くから下水道の整備に着手したため、大半の下水道施設や設備が老朽化しています。これらを効率的かつ適正に改築・更新していく必要があります。

#### ■ 基本方針

1. 下水道より排出される水質について、合流式下水道の改善や下水処理場の高度処理化により一層の水質向上に努めます。
2. 河川事業との合意形成を図りながら雨水対策事業を推進します。また、地震時において重要な下水道施設の耐震力を向上させ機能確保を図るなど、災害への対応力を強化します。
3. 膨大な下水道資産の維持管理を行っていくため、下水道長寿命化支援制度の活用をはじめとし、公営企業として経営の健全化に努めます。

##### 下水処理場の高度処理化<sup>\*</sup>

大阪湾などの富栄養化の原因となっている窒素やりんを除去することができる処理方法。

##### 管渠<sup>\*</sup>

道路の地下に埋設した、汚水や雨水を速やかに排除する管。

##### 寝屋川流域総合治水対策<sup>\*</sup>

寝屋川流域において、河川や下水道の整備を進めるとともに、流域の保水・遊水機能を人工的に取り戻そうという考え方に基づく総合的な治水対策。

## ■ 主要な施策

### 1. 災害に強い下水道の整備

- 被災時における最低限の下水道機能を確保するため管渠や主要な施設の耐震化を図ります。また、寝屋川流域総合治水対策としての地下河川や流域調節池、および流域下水道増補幹線建設を促進し、浸水被害の軽減を図ります。

### 2. 水質向上等の環境に配慮した下水道の推進

- 雨天時の放流水質の改善、および処理場の放流水質の高度処理化を図ります。

### 3. 効率的な設備更新

- 老朽化している下水道施設の改築・更新を効率的に進めていきます。

## 4. 危機管理体制の強化

### ■ 現状

- 本市では、平成18年度(2006年度)に地域防災計画の見直しを行い、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、近い将来発生が予想される東南海・南海地震や台風および局地的豪雨等による自然災害への対策を進めています。
- 本市と友好関係にある滋賀県高島市、和歌山県かつらぎ町および高知県東洋町や、北河内地域の6市と災害時の相互応援に関する協定を締結し、応急対策に必要な職員の派遣、救援物資等の搬送等について相互協力の体制を確保しています。
- 災害による被害を最小限に抑えるため、耐震診断費用・耐震改修工事費用の一部補助や、自主防災組織<sup>\*</sup>のさらなる結成促進、地域住民の協力を得て災害時要援護者<sup>\*</sup>対策を進めています。

- 武力攻撃や細菌・化学物質等による災害を想定して、本市では平成18年(2006年)6月に「守口市国民保護対策本部および守口市緊急処理事態対策本部条例」および「守口市国民保護協議会条例」を制定しています。
- 平成21年(2009年)に流行した新型インフルエンザ等、今後も新たな感染症の発生が予想されま

### ■ 課題

- 大規模災害や感染症、その他想定外の事態が発生した際に的確・迅速な対応を可能とする危機管理体制の整備が求められます。
- 公共施設や民間建築物の耐震化をさらに進める必要があります。
- 自分の命は自分で守るという意識の啓発に努め、住民の自助・共助による地域防災活動の促進が求められます。

### ■ 基本方針

1. 自然災害をはじめとするあらゆる危機事案に対し、初動対応や被害拡大防止を目的とした危機管理体制を整備します。
2. 建築物の耐震化等を進めるとともに、市民による自主防災の強化を図り、災害に強い安全なまちづくりをめざします。

#### 自主防災組織<sup>\*</sup>

「自分たちの地域は、自分たちで守る。」という連帯意識に基づき、自主的に防災活動を行う地域組織。阪神淡路大震災時に地域の住民による救助(共助)が大きな役割を果たした教訓から、本市では平成8年(1996年)より組織結成が始まった。

#### 災害時要援護者<sup>\*</sup>

災害から身を守るため、安全な場所に避難するなどの防災行動をとる際に、支援を必要とする人々。

## ■ 主要な施策

### 1. 危機管理体制の確立

- 自然災害や新たな感染症をはじめとしたあらゆる危機事案に対して迅速に対応できるよう、計画の策定や庁内組織の整備等を進め、近隣都市との協力体制をより拡充するとともに、国・府や関係機関等との連携を図り、情報発信・収集を行う危機管理体制を確立します。

### 2. 災害に強いまちづくりの推進

- 避難所となる施設の耐震化を計画的に進めるとともに、災害時の情報収集・発信基地としての庁舎の機能強化に努めます。
- 市民の避難場所等を確保するため、防災協力農地<sup>\*</sup>の登録を推進します。

### 3. 地域防災活動の促進

- 減災<sup>\*</sup>という観点から市民の防災意識の啓発に努めるとともに、自主防災組織の結成促進や市民と協働して防災訓練を行うなど、自助・共助による地域防災活動を促進します。



地域防災訓練

## 5. 消防・救急体制の充実

### ■ 現状

- 本市は建物の高層化、住宅の密集化、交通量の増大等とともに、高齢化社会の進行もあいまって、災害の発生により、これまで以上に被害が拡大する可能性もあり、火災や事故、自然災害に対する消防・救急体制の充実が求められています。
- 本市では、「守口市地域防災計画」に基づき、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、平成16年(2004年)に用途指定地域全体に防火、準防火地域<sup>\*</sup>を指定するなど、都市の不燃化を推進しています。

### ■ 課題

- 市民の防火意識の高揚と、地域社会全体での自主防火体制の確立が重要です。
- 消防機関は、都市化の進展による災害の複雑化・多様化に伴い、消防機械力の高度化や消防緊急情報システム<sup>\*</sup>の整備や、救助活動技術のより高度化が求められており、救助隊の技術・装備の一層の充実が必要です。
- 災害時だけでなく日常生活の救急看護における対応として、市民に対するAED<sup>\*</sup>を含む心肺蘇生法等の市民救命講習を、赤十字奉仕団や医療・消防機関との連携に努めつつより一層推進していく必要があります。

#### 防災協力農地<sup>\*</sup>

災害時に「避難空間」「復旧用資材置場」「支援物資等集積場」などに活用できる農地。

#### 減災<sup>\*</sup>

災害時において発生し得る被害を最小化するための取組み。

#### 防火・準防火地域<sup>\*</sup>

都市計画法に基づく地域地区の一種。市街地における火災の危険を防ぐため建築基準法と連動して建築物の防火上の構造制限が行われる地域。

#### 消防緊急情報システム<sup>\*</sup>

緊急通報から事案終了までを、「自動出動装置」「地図検索装置」「発信地表示システム」等の連動により、災害地点を瞬時に検索し、災害地点から近い消防車両を自動的に編成して迅速な出動を行うITを駆使した最新鋭の通信指令システム。

#### AED<sup>\*</sup>

自動体外式除細動器の略で、電源を入れると音声で操作が指示され、救助者がそれに従って除細動(傷病者の心臓に電気ショックを与えること)を行う装置。

## ■ 基本方針

1. 火災予防体制の充実・強化を図るため、火災予防知識の普及や防火意識の向上、建物に対する予防査察の強化を図ります。
2. 建物の高層化や火災の多様化に対応するため、消防資機材の充実と消防緊急情報システムの整備に努めます。
3. 複雑多様化する災害事故に対応するため、迅速で的確な救助体制の整備と救急業務の高度化を図るとともに、市民に対する応急手当の普及と医療機関との緊密な連携の確保に努めます。

## ■ 主要な施策

### 1. 防火意識の高揚

- 市民の防火意識の高揚を図るため、消火器や住宅火災警報器等の設置の推進、火災予防対策の広報活動や建物に対する予防査察の強化に努めるとともに、災害時要援護者<sup>\*</sup>対策や自主防災組織<sup>\*</sup>の拡充に努めます。

### 2. 消防力の向上

- 消防・防災活動の機能強化のため、防災関連施設や消防緊急情報システムの整備に努め、守口市門真市消防組合および消防団との連携を密にし、消防資機材等の整備充実を図ります。



出初式

### 3. 救急救命体制の充実

- 市民自らが救急救命活動を行えるよう、守口市門真市消防組合や医療機関、関係部局との連携を密にし、市民救命講習の啓発活動や救急安心センター<sup>\*</sup>の利用の促進、応急手当普及啓発活動等を推進し、救急救命体制の拡充に努めます。

#### 災害時要援護者<sup>\*</sup>

災害から身を守るため、安全な場所に避難するなどの防災行動をとる際に、支援を必要とする人々。

#### 自主防災組織<sup>\*</sup>

「自分たちの地域は、自分たちで守る。」という連帯意識に基づき、自主的に防災活動を行う地域組織。阪神淡路大震災時に地域の住民による救助（共助）が大きな役割を果たした教訓から、本市では平成8年（1996年）より組織結成が始まった。

#### 救急安心センター<sup>\*</sup>

24時間365日体制で救急医療相談を受け付ける窓口。相談の受付を担う「相談員」、救急医療相談に応じるための「看護師」、医学的見地から、より高度な救急医療相談に応じるための「医師」を配置している。

## 6. 交通安全対策の充実

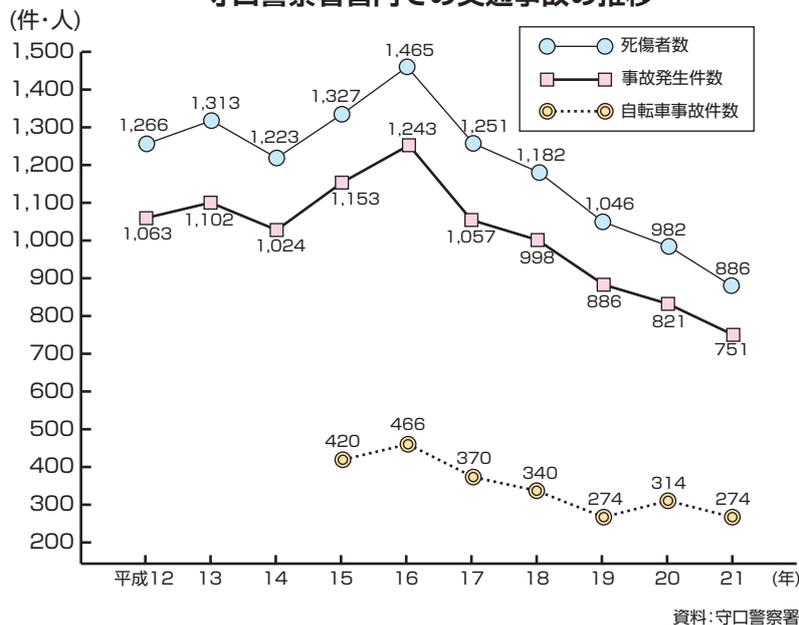
### ■ 現状

- 本市における交通事故の発生件数は減少傾向となっていますが、ここ数年、高齢者の歩行中、自転車利用中の事故が増加しています。
- 本市では、昭和37年(1962年)に「交通安全都市宣言」を行い、その後、守口市交通安全都市推進協議会を結成し、交通ルールを守り交通マナーを高めるための交通安全諸活動を推進してきました。
- 信号機、歩道、防護柵など交通安全施設の整備や交通規制の実施等、交通状況や実態に即した交通安全対策に取り組んできました。

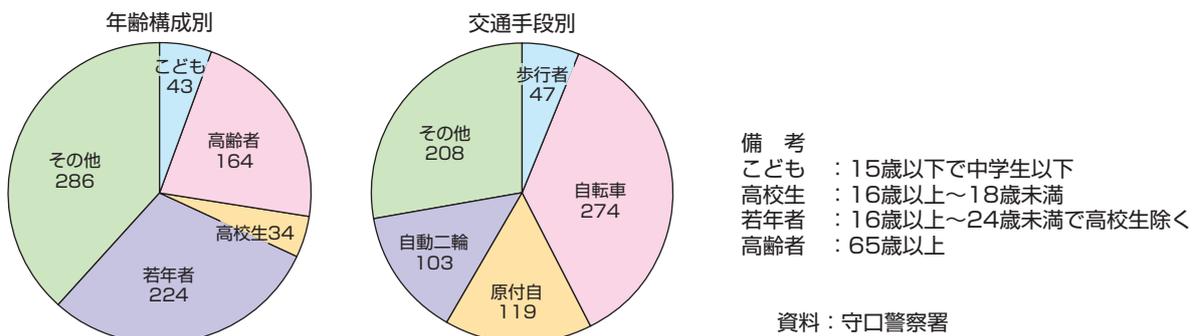
### ■ 課題

- 特に高齢者や自転車等の交通事故の減少を図るため、交通安全意識の一層の啓発、地域ぐるみの交通安全教室等の開催により、きめ細かく幅広い交通安全運動を展開していく必要があります。
- 交通規制については、特に広域的なゾーン規制の実施が事故の減少と通過交通の抑制に効果が認められるため、ゾーン規制が未整備な地域を中心に、今後とも地域の実状に応じた規制を積極的に展開していく必要があります。
- 交通安全施設の整備については、交通弱者の安全確保のために、より一層の安全対策上の工夫が必要です。

守口警察署管内での交通事故の推移



平成21年守口市における人身事故(件数)の特徴



## ■ 基本方針

1. 地域に密着した交通安全運動の推進に努めます。
2. 交通安全施設の充実に努め、安全で快適な道づくりを進めます。

## ■ 主要な施策

### 1. 交通安全啓発事業の推進

- 幼児から高齢者や自転車利用者を対象にした交通安全教室や、大日地下横断歩道などにおいて関係機関と共同で周辺の自転車利用者を対象としたマナーアップにつながる運動を拡充します。

### 2. 交通環境等の整備

- 地域住民の参画のもと、通過交通の規制や、走行速度の抑制、めいわく駐車対策に効果があるコミュニティ道路<sup>\*</sup>等の人に優しい交通環境の整備に努めます。
- 安全性に配慮して、歩道、街路照明灯、道路反射鏡等の交通安全施設の整備を推進します。

### 市内のコミュニティ道路の例

〈クランク〉



西郷通1丁目

〈スラローム〉



寺内町2丁目

#### コミュニティ道路<sup>\*</sup>

幹線道路から生活道路へ抜け道として利用する通過車両の流入や速度を抑制するため、道路を蛇行（スラローム）させたり、不規則な曲がり角（クランク）を設けたりする整備手法。

## 7. 防犯対策の充実

### ■ 現状

- 全国的に犯罪件数は、平成14年(2002年)をピークに減少しています。本市においても同様の傾向にあります。ひったくりなどの街頭犯罪は依然として多く発生しています。
- 近年では、ネット犯罪や振り込め詐欺等の新しい形態の犯罪が多発しています。
- 市民の連帯意識の希薄化が進み、地域社会の犯罪抑止力が低下しています。
- 本市では、市民一人ひとりの防犯意識や地域社会での連帯意識を高め、関係機関や関係団体と連携しながら、犯罪のない地域社会づくりに取り組んでいます。

### ■ 課題

- 関係機関とのより一層の連携を図り、防犯広報活動の充実や、防犯委員会\*での地域事業等による防犯意識の高揚に努め、警察と一体となった住民の自主的な防犯活動を促進し、地域の連帯意識を強化することが求められます。
- 犯罪のない地域社会づくりには、少年期からの非行防止が不可欠であることから、家庭や地域における教育機能の充実を図る中で、学校と一体となって少年の非行防止に努める必要があります。

### ■ 基本方針

1. 犯罪の未然防止を図るため、市民の防犯意識と地域社会の連帯意識の高揚による防犯活動を促進するとともに、少年の非行防止に努めます。
2. 防犯に配慮した環境づくりに努めます。

### ■ 主要な施策

#### 1. 防犯意識の高揚

- 犯罪の未然防止を図るため、警察をはじめ、関係機関・関係団体との連携を密に保ちながら、街頭犯罪等の情報を共有し、広報紙、ホームページ等により、防犯対策の方法等の啓発を進めます。また、防犯キャンペーン活動や地域での各種行事等を通じて、防犯意識と地域連帯意識の高揚に努めます。

#### 2. 自主的な地域防犯活動の促進

- 防犯委員会や暴力追放推進連絡協議会等の地域防犯組織の活動の充実により、地域での自主防犯活動の活性化を図ります。

#### 3. 防犯設備の設置推進

- 犯罪のない明るいまちづくりを進めるため、町会・自治会・防犯委員会と連携して、防犯灯などの設備の効果的な設置に努めます。

地域による防犯活動



青色回転灯装備車（青パト）

#### 防犯委員会\*

警察と行政が連携しながら、各種犯罪の予防や青少年の非行防止を図り、「安全・安心なまちづくり」を目的とした組織。市民が地域ごとに組織した守口市防犯委員会、商業団体が組織した守口特別防犯委員会、事業所等が職域における治安確保のために組織した守口特設防犯委員会がある。

## 8. 健全な消費生活の実現

### ■ 現状

- 悪質な勧誘や訪問販売、インターネット等による取引の苦情・トラブルは後を絶ちません。
- 食の安全に関する事件、また家庭用器具の事故により、消費者の安全・安心に対する関心も高まっています。
- 消費者・生活者の視点に立ち、消費者行政の一元的な推進を図るため、消費者庁が平成21年(2009年)9月に発足しました。
- 本市では、消費者の保護と消費生活の安定・向上に寄与するため、生活に関する相談、苦情処理、各種の情報提供、啓発活動を積極的に進めています。

### ■ 課題

- 消費者の安全・安心の確保に向け、消費者団体等との連携、消費者教育の充実、食の安全の確保等の取組みが求められます。
- 苦情相談は、件数の増加とともに、内容もますます複雑化・多様化してくると想定されるため、相談体制の充実、苦情相談情報に基づく消費者被害の未然防止や、早期救済に向けた取組みが必要です。

### ■ 基本方針

1. 市民の安全・安心で豊かな消費生活のために、消費者と行政の連携・協働をより深めることにより、消費者行政の充実に努めます。
2. 消費生活に関する時々の課題に応じ、柔軟に対応できる組織体制を整備し、消費生活センターの機能充実や、苦情相談・苦情処理体制の充実に努めます。

### ■ 主要な施策

#### 1. 消費者保護の充実

- 情報の提供、啓発、講座・セミナー開催等を充実するとともに、消費者の安全・安心の確保に向け、消費生活リーダークラブとの連携強化を図ります。

#### 2. 消費生活センターの充実

- 複雑多様化する消費者問題に対応するため、消費生活相談の充実と苦情処理体制の強化を図ります。また、関係機関との連携を密にし、消費生活センターの機能の充実を図ります。

消費生活センターにおける消費者相談の推移

